

○ 昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件）の一部を改正する告示案の新旧対照表

改正案	現行																								
<p>1 (略)</p> <p>2 <u>海岸局</u>、船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 624 645 703">工事設計のうち軽微なものとするもの</th> <th data-bbox="645 624 1055 703">適用の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 703 645 863"> <p><u>1 法第 71 条第 1 項の規定に基づき周波数の指定の変更に係る海岸局及び船舶局の無線設備の変更の工事設計</u></p> </td> <td data-bbox="645 703 1055 863"> <p><u>当該部分の全部又は一部分について削る場合、改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 863 645 943"> <p><u>2</u> レーダーの工事設計のうち次に掲げるもの</p> </td> <td data-bbox="645 863 1055 943"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 943 645 1134"> <p>(1) 自動レーダープロットティング機能を付加する装置及び手動レーダープロットティング機能を付加する装置に係る工事設計</p> </td> <td data-bbox="645 943 1055 1134"> <p>当該部分の全部について削る場合に限る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1134 645 1270"> <p>(2) 附属装置に係る工事設計</p> </td> <td data-bbox="645 1134 1055 1270"> <p>当該部分の全部について削る場合、改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）に限る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1270 645 1340"> <p><u>3</u> 衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レー</p> </td> <td data-bbox="645 1270 1055 1340"> <p>当該機器の全部について、検定期則による型式検定に合格</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件	<p><u>1 法第 71 条第 1 項の規定に基づき周波数の指定の変更に係る海岸局及び船舶局の無線設備の変更の工事設計</u></p>	<p><u>当該部分の全部又は一部分について削る場合、改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）</u></p>	<p><u>2</u> レーダーの工事設計のうち次に掲げるもの</p>		<p>(1) 自動レーダープロットティング機能を付加する装置及び手動レーダープロットティング機能を付加する装置に係る工事設計</p>	<p>当該部分の全部について削る場合に限る。</p>	<p>(2) 附属装置に係る工事設計</p>	<p>当該部分の全部について削る場合、改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）に限る。</p>	<p><u>3</u> 衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レー</p>	<p>当該機器の全部について、検定期則による型式検定に合格</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1133 624 1514 703">工事設計のうち軽微なものとするもの</th> <th data-bbox="1514 624 1924 703">適用の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1133 703 1514 863"></td> <td data-bbox="1514 703 1924 863"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 863 1514 943"> <p><u>1</u> レーダーの工事設計のうち次に掲げるもの</p> </td> <td data-bbox="1514 863 1924 943"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 943 1514 1134"> <p>(1) 自動レーダープロットティング機能を付加する装置及び手動レーダープロットティング機能を付加する装置に係る工事設計</p> </td> <td data-bbox="1514 943 1924 1134"> <p>当該部分の全部について削る場合に限る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1134 1514 1270"> <p>(2) 附属装置に係る工事設計</p> </td> <td data-bbox="1514 1134 1924 1270"> <p>当該部分の全部について削る場合、改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）に限る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1133 1270 1514 1340"> <p><u>2</u> 衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レー</p> </td> <td data-bbox="1514 1270 1924 1340"> <p>当該機器の全部について、検定期則による型式検定に合格</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件			<p><u>1</u> レーダーの工事設計のうち次に掲げるもの</p>		<p>(1) 自動レーダープロットティング機能を付加する装置及び手動レーダープロットティング機能を付加する装置に係る工事設計</p>	<p>当該部分の全部について削る場合に限る。</p>	<p>(2) 附属装置に係る工事設計</p>	<p>当該部分の全部について削る場合、改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）に限る。</p>	<p><u>2</u> 衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レー</p>	<p>当該機器の全部について、検定期則による型式検定に合格</p>
工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件																								
<p><u>1 法第 71 条第 1 項の規定に基づき周波数の指定の変更に係る海岸局及び船舶局の無線設備の変更の工事設計</u></p>	<p><u>当該部分の全部又は一部分について削る場合、改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）</u></p>																								
<p><u>2</u> レーダーの工事設計のうち次に掲げるもの</p>																									
<p>(1) 自動レーダープロットティング機能を付加する装置及び手動レーダープロットティング機能を付加する装置に係る工事設計</p>	<p>当該部分の全部について削る場合に限る。</p>																								
<p>(2) 附属装置に係る工事設計</p>	<p>当該部分の全部について削る場合、改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）に限る。</p>																								
<p><u>3</u> 衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レー</p>	<p>当該機器の全部について、検定期則による型式検定に合格</p>																								
工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件																								
<p><u>1</u> レーダーの工事設計のうち次に掲げるもの</p>																									
<p>(1) 自動レーダープロットティング機能を付加する装置及び手動レーダープロットティング機能を付加する装置に係る工事設計</p>	<p>当該部分の全部について削る場合に限る。</p>																								
<p>(2) 附属装置に係る工事設計</p>	<p>当該部分の全部について削る場合、改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）に限る。</p>																								
<p><u>2</u> 衛星非常用位置指示無線標識、捜索救助用レー</p>	<p>当該機器の全部について、検定期則による型式検定に合格</p>																								

ダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置及び設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備の工事設計

したもの（施行規則第 11 条の 5 の規定により型式検定を要しない機器とされたものを含む。）に係る工事設計に改める場合又はこれを追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）。

注 （略）

3～9 （略）

ダートランスポンダ、搜索救助用位置指示送信装置及び設備規則第 45 条の 3 の 5 に規定する無線設備の工事設計

したもの（施行規則第 11 条の 5 の規定により型式検定を要しない機器とされたものを含む。）に係る工事設計に改める場合又はこれを追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）。

注 （略）

3～9 （略）